

平成 29 年 1 月 27 日

金融庁総務企画局企画課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対する意見等の提出について

平成 28 年 12 月 28 日付で意見募集のあった標記の件について、別紙のとおり意見等を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る
内閣府令等及び監督指針等の改正案」に対する意見等

No.	該当箇所(条文)	意見等	理由
1	銀行法施行規則別紙様式各号	業務報告書における「会社役員略歴及び自社所有株式」欄に旧姓のみを記載する場合、改正案の「記載上の注意点」に従えば、事前に当該役員につき旧姓が併記されている免許申請書もしくは役員等の選退任に係る届出書の提出が必要となる。一方、常務に従事する取締役等に該当しない社外役員は、現行法上、役員等の選退任届出書の対象外であることから、旧姓を併記した申請若しくは届出を行う機会が存在せず、したがって、社外役員のみが旧姓のみの記載の対象外となる。登記事項証明書において当該社外役員について旧姓が併記されている場合、社外役員についても、旧姓のみの記載を許容すべきではないか。	左記のとおり。

以 上